

1 2 教育職員免許状の取得

教 職 課 程 科 目 履 修 案 内 （ 教 科 ： 工 業 ）

- (1) 本学の修士課程修了者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）等の規定により教育職員免許状取得の所要資格を得ることができる。
- (2) 免許状の種類・教科

専 攻 名	免許状の種類・教科
工学専攻	高等学校教諭専修免許状・工業

他大学（高専専攻科を含む）からの大学院入学者のうち、教員免許状取得のための課程認定を受けていない大学から入学した者が、修士課程の2年間だけで、高等学校教諭専修免許状を取得することは、極めて困難である。

- (3) 専修免許状取得要件
- 取得を希望する専修免許状と同一教科、かつ、同一学校種別の一種免許状を取得している、または取得条件を満たしていること。
 - 修士課程の授業科目のうち、各分野案内及び共通科目の付表の備考欄に記号「K」がある科目〔教科及び教科の指導法に関する科目（大学が独自に設定する科目）〕を**24単位**以上修得すること。
 - 原則、修士の学位を有する、または取得見込みであること。

※高等学校一種免許状（工業）の取得については、学部履修案内を参照すること。

(参考) 高等学校一種免許状(工業)取得に必要な単位数及び科目

教科及び教科の指導法に関する科目・単位	教育の基礎的理解に関する科目等・単位	文部科学省令に定める科目・単位	
○工業の関係科目 34 単位以上 ○職業指導論 2 単位 工業科教育法 I 2 単位 工業科教育法 II 2 単位 ※詳細については、学部履修案内を参照すること。	教職論 2 単位 教育原理 2 単位 教育心理学 2 単位 教育法規・政策論 2 単位 教育課程論 2 単位 特別活動論 1 単位 教育工学・方法論 2 単位 (情報通信技術の活用を含む) 生徒・進路指導論 2 単位 教育相談の基礎 2 単位 教育実習(高) 3 単位 教職実践演習 2 単位 (中・高) 特別支援教育論 1 単位 総合的な学習の時間指導法 1 単位	日本国憲法 ○憲法と現代 2 単位 体育 ○体育 I 1 単位 △体育 II 1 単位 △トータルヘルスマネジメントとスポーツ 2 単位 外国語コミュニケーション ○総合英語 I 1 単位 ○総合英語 II 1 単位 数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作 [数理、データ活用及び人工知能に関する科目] △数理・データサイエンス・人工知能への誘い 2 単位 △データサイエンス A 2 単位 △データサイエンス B 2 単位 △データサイエンス C 2 単位 △データサイエンス D 2 単位 △データサイエンス E I 1 単位 △データサイエンス E II 1 単位 [情報機器の操作] △情報検索論 2 単位 △基礎情報処理演習 2 単位 △情報処理概論 2 単位 △情報システム概論 2 単位 ※「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」または「情報機器の操作」のいずれかの科目で 2 単位を修得すること。	
	60～84 単位	0～24 単位	各欄から各 2 単位 計 8 単位
	合計 84 単位		

注：○は免許状取得における必修科目、△は免許状取得における選択必修科目であることを示す。

(4) 高等学校専修免許状(工業)を取得するためには、高等学校一種免許(工業)取得に必要な「教科及び教科の指導法に関する科目」36単位、「教育の基礎的理解に関する科目等」24単位(「工業」の免許では「教科及び教科の指導法に関する科目(工業科教育法 I, II を除く)」で代替可)、「文部科学省令に定める科目」8単位

及び修士課程の授業科目のうち「教科及び教科の指導法に関する科目（各分野案内及び共通科目の付表の備考欄に記号「K」がある科目）」24単位を修得しなければならない。

なお、「文部科学省令に定める科目」は「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」の4科目が指定されており、各2単位を修得しなければならないが、それらに充当する科目として、本学では学部において、上記の諸科目が開講されている。

- (5) 教育職員免許については、教職関係科目の授業時等の場で必要に応じてガイダンスを行う。
- (6) 在学中に教育職員免許状取得に必要な単位を修得した学生は、次の方法により免許状を申請できる。
- ① 一括事前申請
修了年次の学生に対して、本学で一括して新潟県教育委員会に申請する。希望者は、第2学年第2学期に学務課が行うガイダンスを受け、所定の申請書類を学務課に提出すること。
 - ② 個人申請
一括事前申請をしなかった学生は、個人申請となるので、修了後、申請を希望する都道府県の教育委員会に直接問い合わせる申請すること。

教職課程科目

必・選 の別	授業科目	単 位	1 学年	2 学年	担当教員	備考
			1 2 3	1 2 3		
選択	教 職 応 用 実 習	1	(1・2・3 学期)		伊藤 (教) 山口 (勇)	

教 職 課 程 科 目 履 修 案 内 (教 科 : 理 科)

(1) 本学の修士課程修了者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）等の規定により教育職員免許状取得の所要資格を得ることができる。

(2) 免許状の種類・教科

専攻名	免許状の種類・教科
工学専攻	中学校教諭専修免許状・理科
工学専攻	高等学校教諭専修免許状・理科

他大学（高専専攻科を含む）からの大学院入学者のうち、教員免許状取得のための課程認定を受けていない大学から入学した者が、修士課程の2年間だけで、中学校教諭専修免許状または高等学校教諭専修免許状を取得することは、極めて困難である。

(3) 専修免許状取得要件

- 取得を希望する専修免許状と同一教科、かつ、同一学校種別の一種免許状を取得している、または取得条件を満たしていること。
- 修士課程の授業科目のうち、各分野案内及び共通科目の付表の備考欄に記号「R」がある科目〔教科及び教科の指導法に関する科目（大学が独自に設定する科目）を**24単位**以上修得すること。
- 原則、修士の学位を有する、または取得見込みであること。

※一種免許状（理科）の取得については、学部履修案内を参照すること。

(参考) 中学校一種免許状(理科)取得に必要な単位数及び科目

教科及び教科の指導法に関する科目・単位		教育の基礎的理解に関する科目等・単位	文部科学省令に定める科目・単位	
物理学	固体材料物性 1 固体材料物性 2 ○熱力学 ○量子力学 物理学Ⅰ 物理学Ⅱ	2単位 2単位 2単位 2単位 2単位 2単位	○教職論 2単位 ○教育原理 2単位 ○教育心理学 2単位 ○特別支援教育論 1単位 ○教育法規・政策論 2単位 ○教育課程論 2単位 ○道徳指導法 2単位 ○総合的な学習の時間指導法 1単位 ○特別活動論 1単位 ○教育学・方法論 (情報通信技術の活用を含む) 2単位 ○生徒・進路指導論 2単位 ○教育相談の基礎 2単位 ○教育実習(中) 5単位 ○教職実践演習(中・高) 2単位	日本国憲法 ○憲法と現代 2単位 体育 ○体育Ⅰ 1単位 △体育Ⅱ 1単位 △トータルヘルスマネジメントとスポーツ 2単位
	化学	△基礎物理化学Ⅰ △化学Ⅰ ○固体化学 基礎無機化学 基礎物理化学Ⅱ 基礎有機化学Ⅰ 基礎化学工学 基礎有機化学Ⅱ 有機化学 高分子材料 1 高分子材料 2 △固体材料プロセス 化学Ⅱ 基礎機器分析 △機器分析	2単位 2単位 2単位 2単位 2単位 2単位 2単位 2単位 2単位 2単位 2単位 2単位 2単位 2単位 2単位 2単位 2単位 2単位	○総合的な学習の時間指導法 1単位 ○特別活動論 1単位 ○教育学・方法論 (情報通信技術の活用を含む) 2単位 ○生徒・進路指導論 2単位 ○教育相談の基礎 2単位 ○教育実習(中) 5単位 ○教職実践演習(中・高) 2単位
生物学		△生命科学基礎 △分子生物学 細胞生物学 植物分子生物学 ○生化学 生体膜と代謝 遺伝子工学 神経生物学 生物物理	2単位 2単位 2単位 2単位 2単位 2単位 2単位 2単位 2単位 2単位	△データサイエンスEⅠ 1単位 △データサイエンスEⅡ 1単位 情報機器の操作 △情報検索論 2単位 △基礎情報処理演習 2単位 △情報処理概論 2単位 △情報システム概論 2単位
地学	○地学	2単位	△情報検索論 2単位 △基礎情報処理演習 2単位 △情報処理概論 2単位 △情報システム概論 2単位	
物理学 実験、 化学 実験、 生物学 実験、 地学実験	物理実験及び演習Ⅰ 物理実験及び演習Ⅱ 物質生物学基礎実験Ⅰ 物質生物学基礎実験Ⅲ ○物質生物学実験Ⅰ ○物質生物学実験Ⅲ 化学実験及び演習Ⅰ 化学実験及び演習Ⅱ 物質生物学基礎実験Ⅱ 生物実験及び演習 物質生物学基礎実験Ⅳ ○物質生物学実験Ⅱ ○物質生物学実験Ⅳ ○地学実験	2単位 2単位 1単位 1単位 1単位 1単位 2単位 2単位 1単位 2単位 1単位 1単位 1単位 1単位 1単位	○特別活動論 1単位 ○教育学・方法論 (情報通信技術の活用を含む) 2単位 ○生徒・進路指導論 2単位 ○教育相談の基礎 2単位 ○教育実習(中) 5単位 ○教職実践演習(中・高) 2単位	※「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」または「情報機器の操作」のいずれかの科目で2単位を修得すること。
	各欄から各1単位以上修得			
教科の指導法に関する科目		○理科教育法Ⅰ 2単位 ○理科教育法Ⅱ 2単位 ○理科教育法Ⅲ 2単位 ○理科教育法Ⅳ 2単位	28単位	各欄から各2単位 計8単位

32単位		
合 計	60単位	

注：1. ○は免許状取得における必修科目

2. △は免許状取得における選択必修科目

(参考) 高等学校一種免許状(理科) 取得に必要な単位数及び科目

教科及び教科の指導法に関する科目・単位			教育の基礎的理解に関する 科目等・単位	文部科学省令に定める 科目・単位
物理学	固休材料物性 1 固休材料物性 2 ○熱力学 ○量子力学 物理学 I 物理学 II	2 単位 2 単位 2 単位 2 単位 2 単位 2 単位	○教職論 2 単位 ○教育原理 2 単位 ○教育心理学 2 単位 ○特別支援教育論 1 単位 ○教育法規・政策論 2 単位 ○教育課程論 2 単位 ○総合的な学習の 時間指導法 1 単位	日本国憲法 ----- ○憲法と現代 2 単位 ----- 体育 ----- ○体育 I 1 単位 △体育 II 1 単位 △トータルヘルスマネジメントとスポーツ 2 単位
	△基礎物理化学 1 △化学 I ○固体化学 基礎無機化学 基礎物理化学 2 基礎有機化学 I 基礎化学工学 基礎有機化学 2 有機化学 高分子材料 1 高分子材料 2 △固休材料プロセス 化学 II 基礎機器分析 △機器分析	2 単位 2 単位 2 単位 2 単位 2 単位 2 単位 2 単位 2 単位 2 単位 2 単位 2 単位 2 単位 2 単位 2 単位	○特別活動論 1 単位 ○教育工学・方法論 (情報通信技術の活用を 含む) 2 単位 ○生徒・進路指導論 2 単位 ○教育相談の基礎 2 単位 ○教育実習(高) 3 単位 ○教職実践演習(中・高) 2 単位	外国語コミュニケーション ----- ○総合英語 I 1 単位 ○総合英語 II 1 単位 ※英語 3 3 S は不可 ----- 数理、データ活用及び人工知 能に関する科目または情報機 器の操作 ----- 〔数理、データ活用及び 人工知能に関する科目〕 △数理・データサイエン ス・人工知能への誘い 2 単位 △データサイエンス A 2 単位 △データサイエンス B 2 単位 △データサイエンス C 2 単位 △データサイエンス D 2 単位 △データサイエンス E I 1 単位 △データサイエンス E II 1 単位 ----- 〔情報機器の操作〕 △情報検索論 2 単位 △基礎情報処理演習 2 単位 △情報処理概論 2 単位 △情報システム概論 2 単位
生物学	△生命科学基礎 △分子生物学 細胞生物学 植物分子生物学 ○生化学 生体膜と代謝 遺伝子工学 神経生物学 生物物理	2 単位 2 単位 2 単位 2 単位 2 単位 2 単位 2 単位 2 単位 2 単位		
	○地学	2 単位		
物理学 実験、 化学実 験、 生物学 実験、 地学実験	物理実験及び演習 I 物理実験及び演習 II 物質生物学基礎実験 1 物質生物学基礎実験 3 ○物質生物学実験 1 ○物質生物学実験 3 化学実験及び演習 I 化学実験及び演習 II 物質生物学基礎実験 2 生物実験及び演習 物質生物学基礎実験 4 ○物質生物学実験 2 ○物質生物学実験 4 ○地学実験	2 単位 2 単位 1 単位 1 単位 1 単位 1 単位 2 単位 2 単位 1 単位 2 単位 1 単位 1 単位 1 単位 1 単位		
	各欄から各 1 単位以上修得			
				※「数理、データ活用及び人 工知能に関する科目」または 「情報機器の操作」のいずれ かの科目で 2 単位を修得す ること。

教科の指導法に関する科目 △理科教育法Ⅰ 2単位 △理科教育法Ⅱ 2単位 △理科教育法Ⅲ 2単位 △理科教育法Ⅳ 2単位	24単位	各欄から各2単位 計8単位
36単位		
合計	60単位	

- 注：1. ○は免許状取得における必修科目
2. △は免許状取得における選択必修科目

- (4) 中学校専修免許状（理科）を取得するためには、中学校一種免許（理科）取得に必要な「教科及び教科の指導法に関する科目」32単位、「教育の基礎的理解に関する科目等」28単位、「文部科学省令に定める科目」8単位及び修士課程の授業科目のうち「教科及び教科の指導法に関する科目（各分野案内及び共通科目の付表の備考欄に記号「R」がある科目）」24単位を修得しなければならない。

また、高等学校専修免許状（理科）を取得するためには、高等学校一種免許（理科）取得に必要な「教科及び教科の指導法に関する科目」36単位、「教育の基礎的理解に関する科目等」24単位、「文部科学省令に定める科目」8単位及び修士課程の授業科目のうち「教科及び教科の指導法に関する科目（各分野案内及び共通科目の付表の備考欄に記号「R」がある科目）」24単位を修得しなければならない。

なお、「文部科学省令に定める科目」は「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」の4科目が指定されており、各2単位を修得しなければならないが、それらに充当する科目として、本学では学部において、上記の諸科目が開講されている。

- (5) 教育職員免許については、教職関係科目の授業時等の場で必要に応じてガイダンスを行う。
- (6) 在学中に教育職員免許状取得に必要な単位を修得した学生は、次の方法により免許状を申請できる。

① 一括事前申請

修了年次の学生に対して、本学で一括して新潟県教育委員会に申請する。希望者は、第2学年第2学期に学務課が行うガイダンスを受け、所定の申請書類を学務課に提出すること。

② 個人申請

一括事前申請をしなかった学生は、個人申請となるので、修了後、申請を希望する都道府県の教育委員会に直接問い合わせる申請すること。

教職課程科目

必・選 の別	授業科目	単位	1学年	2学年	担当教員	備考
			1 : 2 : 3	1 : 2 : 3		
選択	教職応用実習	1	(1・2・3 学期)		伊藤(敦) 山口(勇)	